7　参考資料（関連法規）

4）「建築基準法」防耐火性能に関わる規定

⑤特殊建築物の防火基準（法27条、別表1、令115条の3～116条）

●特殊建築物は、その用途、および建築延べ面積により求められる防耐火性能が異なります。

用　途		主要構造部に必要とされる性能及びその外壁の開口部での防火設備で、大臣が定めた構造方法または認定を受けたものを設けなければならない。		耐火建築物としなければならない	耐火建築物または準耐火建築物としなければならない
		用途に供する階	用途に供する部分の床面積の合計	用途に使用する部分の床面積の合計（階）	用途に使用する部分の床面積の合計（数量）
(1)	劇場・映画館・演芸場	3階以上の階（※1）	客席部分≧200m²以上（※1）（屋外観覧席≧1，000m²以上（※1））	――	――
		主階が1階にないもの（※1）			
	観覧席・公会堂・集会場	3階以上の階（※1）			
(2)	病院・診療所（患者の収容施設のあるもの）・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む）	3階以上の階（※1）	2階部分≧300m²以上（※2）ただし、病院・診療所にあっては、2階に患者の収容施設のある場合	――	――
(3)	学校・体育館・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツ練習場	3階以上の階（※1）	用途に供する部分≧2，000m²（※2）	――	――
(4)	百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店または物品販売業を営む店舗（＞10m²）	3階以上の階（※1）	2階部分≧500m²以上（※2）	――	――
			用途に供する部分≧3，000m²（※1）		
(5)	倉　庫	――	――	3階以上の部分≧200m²以上	用途に供する部分≧1，500m²以上
(6)	自動車車庫・自動車修理工場・映画スタジオまたはテレビスタジオ	――	――	3階以上の階	用途に供する部分≧150m²以上（ただし、主要構造部を不燃材料等とした準耐火建築物とする）
(7)	令116条の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場	――	――	――	全　部

※1　建築基準法施行令110条2号の基準に適合するものとして、主要構造部等の構造方法が耐火構造（耐火建築物等）のもののほか、地階を除く階数が3で、3階を共同住宅又は学校等の用途に供するものであって、一定の要件に該当する場合に限って、1時間準耐火基準の準耐火構造による準耐火建築物とすることができます。（H27国交省告示253号、255号）

※2　建築基準法施行令110条1号の基準に適合するものとして、耐火建築物又は準耐火建築物等のものを定めています。（H27国交省告示255号）

●3階を下宿・共同住宅・寄宿舎の用途に供する場合、下記1から5の基準に適合する準耐火建築物とすることができます。

1　主要構造部が1時間準耐火構造であること。
2　原則として、各住戸などに避難上有効なバルコニーなどが設けられていること。
3　3階の各住戸などの外壁面に道又は道に通ずる幅員4m以上の通路などに面する開口部が設けられていること。
4　原則として、建築物の周囲に幅員3m以上の通路が設けられていること。
5　3階の外壁の開口部など一定の開口部に、法令で定める防火設備が設けられていること。